

# 第3部 環境の現状と対策

## 第1章 大気汚染

### 第1節 大気汚染の現況

#### 1 概要

本県では大気汚染に係る環境基準物質の測定を表24のとおり実施しているが、大規模な発生源が少ないため、二酸化硫黄はじめ各汚染物質とも全国的にも低汚染地域であり、経年的にも横ばい傾向が続いている。昭和62年度の測定結果によると、光化学オキシダントについて短期的には若干環境基準を超える地点があるが、長期的評価によると鳥取市松並町（固定局衛生研究所）及び米子市西福原（固定局米子保健所）とも全物質が環境基準に適合していると考えられる。（表25）

また、自動車排出ガスによる大気汚染は、一酸化炭素について横ばいの傾向にある。

表24 一般環境大気及び自動車排出ガス測定局一覧表

測定局	所在地	測定項目					
		二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	
一大気測定局	衛生研究所	鳥取市松並町二丁目	○	○	○	○	○
	米子保健所	米子市西福原	○	○	○	○	○
	日吉津	日吉津村日吉津	○				
自ガ自動車測定局	鳥取県物産観光センター	鳥取市末広温泉町		○			
	丸山交差点	鳥取市松並町三丁目		○			
	中国電力前	米子市加茂町		○			

(注) ○印は測定実施

表 25 大気汚染の現況

測定物質	環境基準	測定結果(単位:浮遊粒子状物質mg/m <sup>3</sup> 、その他ppm)			評価
		衛生研究所	米子保健所	日吉津	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値 0.04ppm以下	0.002 ~ 0.014	0.001 ~ 0.012	0.002 ~ 0.014	全測定局が環境基準に適合している。
	1時間値0.1ppm以下	0.001 ~ 0.049	0.000 ~ 0.029	0.000 ~ 0.062	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値 10ppm以下	0.1 ~ 0.9	0.2 ~ 0.9	/	全測定局が環境基準に適合している。
	1時間値の8時間平均値 20ppm以下	0.1 ~ 1.5	0.1 ~ 0.6		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	0.007 ~ 0.073	0.005 ~ 0.076		全測定局が環境基準に適合している。
	1時間値0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	0.004 ~ 0.128	0.002 ~ 0.178		
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ~0.06ppmまでのゾーン内又は それ以下	0.000 ~ 0.021	0.003 ~ 0.031		全測定局が環境基準に適合している。
光化学オキシダント	1時間値0.06ppm以下	0.000 ~ 0.094	0.001 ~ 0.092	衛生研究所及び米子保健所で環境基準を若干超えたが 緊急時の措置基準0.12ppmを超えることはなかった。	

昭和48年5月 8日 環境庁告示第25号制定  
 昭和48年5月 16日 環境庁告示第35号一部改正  
 昭和53年7月 11日 環境庁告示第38号一部改正  
 昭和56年6月 17日 環境庁告示第47号一部改正

表26 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分析法を用いる方法	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量がえられる光散乱法、圧電天びん法若しくはヘータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法又は、電量法
備考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10、クロン以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。				

ミクロン 1000分の1mm  
10<sup>6</sup>分

## 2 汚染物質別測定結果

### (1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄濃度の測定は、自動測定機(溶液導電率法)により鳥取市松並町鳥取県衛生研究所(以下「衛生研究所」という。)、日吉津村日吉津藤山宅(毎月1回、約2週間連続)並びに米子市西福原米子保健所(以下「米子保健所」という。)で実施している。

昭和62年度の測定結果によれば、衛生研究所では1時間値の1日平均値の最高値0.014ppmであり環境基準に適合している。米子保健所では1時間値の1日平均値の最高値は0.012ppmであり、環境基準に適合している。また、日吉津村日吉津は環境基準に適合していると考えられる。

二酸化硫黄の経年変化は図1のとおりである。

二酸化鉛法による硫酸化物測定を鳥取市5地点、倉吉市4地点、米子市6地点、境港市3地点、日吉津村1地点で実施しており、昭和62年度測定結果は最高0.460mgSO<sub>3</sub>/日/100cm<sup>2</sup>PbO<sub>2</sub>(皆生温泉会館)で、汚染の目安とされる0.5mgSO<sub>3</sub>/日/100cm<sup>2</sup>PbO<sub>2</sub>を下回っている。経年変化は図2のとおりである。

表 27 二酸化硫黄濃度測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日外平均値の二%除値	日平均値0.04ppmを超えた日か2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(有×無○)	(日)
衛生研究所	358	8,623	0.005	0	0	0	0	0.049	0.014	0.011	○	0
米子保健所	355	8,593	0.004	0	0	0	0	0.029	0.012	0.009	○	0
日吉津	171	4,326	0.005	0	0	0	0	0.062	0.014	0.011	○	0

(注) 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上である日数

表 28 二酸化硫黄濃度経年変化

測定局	項 目	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
衛生研究所	測定時間 (時間)	8,674	8,628	8,722	8,526	8,612	8,623
	年平均値 (ppm)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.059	0.047	0.040	0.051	0.045	0.049
	日平均値の最高値 (ppm)	0.019	0.013	0.015	0.017	0.023	0.014
米子保健所	測定時間 (時間)	4,125	4,702	4,246	4,123	7,751	8,593
	年平均値 (ppm)	0.008	0.006	0.007	0.006	0.004	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	2	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	3	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.121	0.027	0.041	0.045	0.064	0.029
	日平均値の最高値 (ppm)	0.057	0.010	0.020	0.020	0.028	0.012

測定局	項 目	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和
		57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度
日 吉 津	測 定 時 間 (時間)	4,320	4,052	4,030	4,303	4,412	4,326
	年 平 均 値 (ppm)	0.006	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005
	1時間値が0.1ppmを 超えた時間数 (時間)	1	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを 超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.129	0.100	0.080	0.025	0.044	0.062
	日平均値の最高値 (ppm)	0.032	0.027	0.021	0.015	0.022	0.014

表 29 二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度年平均値経年変化

(単位 mgSO<sub>3</sub>/日/100cm<sup>2</sup>PbO<sub>2</sub>)

測 定 地 点		昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和
		57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度
鳥 取 市	鳥 取 警 察 署	0.081	0.045	0.089	0.075	0.083	0.099
	鳥 取 女 子 高 校	0.084	0.046	0.085	0.097	0.107	0.112
	鳥 取 市 立 病 院	0.153	0.144	0.163	0.148	0.147	0.136
	鳥 取 商 工 会 館	0.082	0.047	0.080	0.079	0.068	0.072
	山 陰 合 銀 鳥 取 支 店	0.245	0.059	0.111	0.130	0.138	0.117
倉 吉 市	倉 吉 市 役 所	0.034	0.029	0.065	0.038	0.017	0.035
	日 本 交 通 新 町 営 業 所	0.071	0.059	0.076	0.079	0.051	0.036
	*1 中 部 総 合 事 務 所	0.031	0.027	0.093	0.041	0.021	0.033
	か ら さ わ や 駅 前 店	0.049	0.041	0.081	0.042	0.036	0.038
米 子 市	夜 見 鉄 工 団 地	0.062	0.074	0.064	0.075	0.080	0.102
	N H K 住 吉 中 継 所	0.178	0.046	0.036	0.029	0.044	0.043
	皆 生 温 泉 会 館	0.118	0.222	0.151	0.172	0.150	0.191
	米 子 保 健 所	0.110	0.088	0.080	0.053	0.064	0.070
	米 子 商 工 会 議 所	0.062	0.151	0.187	0.149	0.159	0.186
	西 部 総 合 事 務 所	0.080	0.177	0.161	0.127	0.136	0.158
境 港 市	済 生 会 境 港 総 合 病 院	0.149	0.189	0.123	0.141	0.207	0.209
	境 測 候 所	0.076	0.108	0.069	0.056	0.104	0.116
	余 子 小 学 校	0.045	0.072	0.036	0.022	0.035	0.058
日 吉 津 村	日 吉 津 小 学 校	0.121	0.178	0.139	0.101	0.156	0.147

(注) ※1は昭和60年4月から県立厚生病院から変更。

表 30 二酸化鉛法による硫黄酸化物汚染度の評価

汚 染 度	mg/SO <sub>3</sub> /日/100 cm <sup>2</sup> PbO <sub>2</sub>	評 価
汚 染 度 第 1 度	0.5 以上 1.0 未満	軽微な汚染
” 第 2 度	1.0 以上 2.0 未満	普通度の汚染
” 第 3 度	2.0 以上 3.0 未満	中等度の汚染
” 第 4 度	3.0 以上 4.0 未満	やや高度の汚染
” 第 5 度	4.0 以上	高度の汚染

(注) PbO<sub>2</sub>法によるSO<sub>2</sub>汚染度の判定基準(寺部)

図 1 二酸化硫黄濃度の経年変化

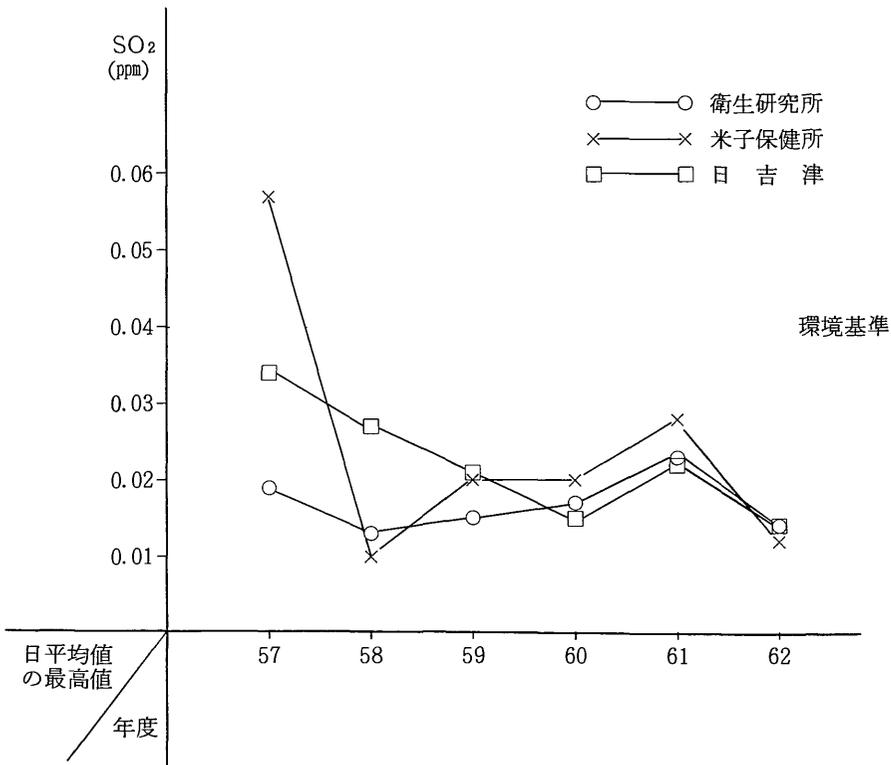
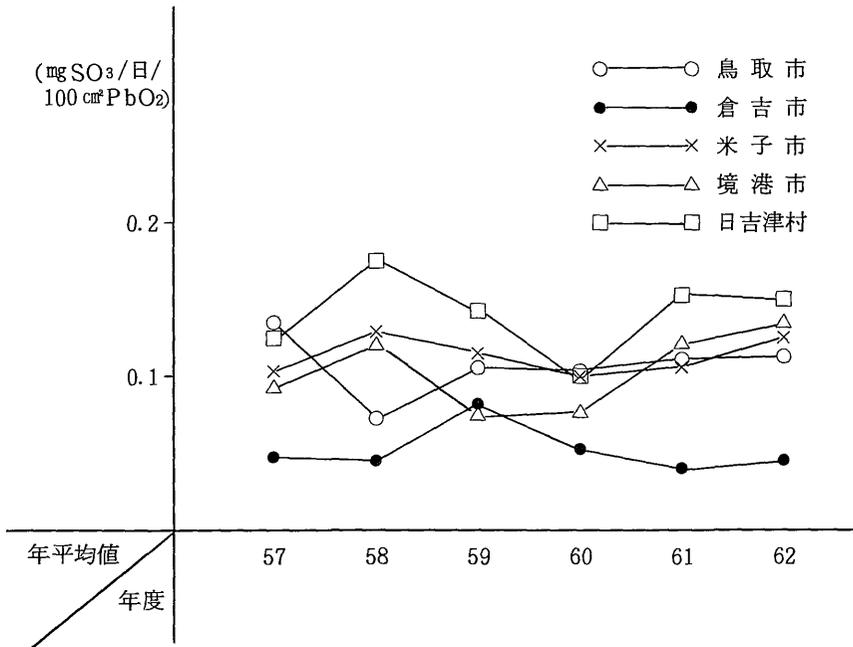


図2 二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度経年変化



(2) 一酸化炭素

ア 一般環境大気測定局

一酸化炭素濃度の測定は、自動測定機（非分散型赤外分析法）により昭和50年6月から衛生研究所で、昭和54年3月から米子保健所で実施している。

昭和62年度測定結果（表31）によれば、衛生研究所では1時間値の8時間平均値の最高値1.5ppm、日平均値の最高値0.9ppmであり、環境基準に適合している。また、米子保健所では1時間値の8時間平均値の最高値は1.6ppm、日平均値の最高値0.9ppmであり、環境基準に適合している。

経年変化は表32のとおりである。

イ 自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気中一酸化炭素濃度の測定は、自動測定機（定電位電解法）により昭和50年度から鳥取市末広温泉町（鳥取県物産観光センター）で、昭和53年度から米子市加茂町（中国電力前）で、昭和54年5月から鳥取市松並町（丸山交差点）で毎月1回実施している。

昭和62年度測定結果（表33）によれば、3地点の日平均値最高値は5.0ppm（鳥取県物産観光センター）、1時間値の8時間平均値の最高値は6.8ppm（鳥取県物産観光センター）であり、いずれも環境基準に適合していると考えられる。

表 31 一酸化炭素濃度測定結果（一般環境大気測定局）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値か20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		8時間値の最高値	日平均値の最高値	日外平均値の二%除値	日平均値10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値10ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(有×無○)	(日)
衛生研究所	360	8,666	0.4	0	0	0	0	1.5	0.9	0.7	○	0
米子保健所	347	8,403	0.5	0	0	0	0	1.6	0.9	0.8	○	0

(注) 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上である日数

表 32 一酸化炭素濃度経年変化（一般環境大気測定局）

測定局	項 目		昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
衛生研究所	測定時間	(時間)	8,725	8,548	8,630	8,575	8,693	8,666
	日平均値	(ppm)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	8時間値が20ppmを超えた回数	(回)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0
	8時間値の最高値	(ppm)	1.8	1.6	1.5	2.1	1.2	1.5
	日平均値の最高値	(ppm)	1.3	1.1	1.0	1.3	0.9	0.9
米子保健所	測定時間	(時間)	4,102	4,631	3,319	3,106	8,689	8,403
	日平均値	(ppm)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	8時間値が20ppmを超えた回数	(回)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0
	8時間値の最高値	(ppm)	1.9	1.7	1.4	1.5	2.0	1.6
	日平均値の最高値	(ppm)	1.1	1.1	1.2	1.0	1.2	0.9

表 33 一酸化炭素濃度測定結果（自動車排出ガス測定局）

測 定 局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた回数とその割合		8時間高値の値	日最高値の値
				(回)	(%)	(日)	(%)		
鳥取県物産観光センター	12	288	3.3	0	0	0	0	6.8	5.0
丸山交差点	12	288	2.0	0	0	0	0	5.0	3.5
中国電力前	12	288	1.7	0	0	0	0	3.7	2.6

（注） 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上である日数

表 34 一酸化炭素濃度経年変化（自動車排出ガス測定局）

測定局	項 目		昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
※鳥取県物産観光センター	測定時間	(時間)	235	312	286	288	288	288
	年平均値	(ppm)	3.0	3.6	3.7	4.0	3.4	3.3
	8時間値が20ppmを超えた回数	(回)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0
	8時間値の最高値	(ppm)	8.0	7.9	11.7	11.7	6.6	6.8
	日平均値の最高値	(ppm)	5.5	5.3	8.9	8.6	4.8	5.0
丸山交差点	測定時間	(時間)	192	288	283	288	288	288
	年平均値	(ppm)	1.6	1.6	2.0	2.6	1.4	2.0
	8時間値が20ppmを超えた回数	(回)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0
	8時間値の最高値	(ppm)	3.7	3.6	4.4	10.9	3.9	5.0
	日平均値の最高値	(ppm)	2.2	2.6	3.5	6.4	2.1	3.5
中国電力前	測定時間	(時間)	264	288	288	288	264	288
	年平均値	(ppm)	1.5	1.3	1.4	1.8	1.4	1.7
	8時間値が20ppmを超えた回数	(回)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0
	8時間値の最高値	(ppm)	3.0	2.3	2.5	3.3	2.5	3.7
	日平均値の最高値	(ppm)	2.2	2.0	2.0	2.5	1.9	2.6

（注） ※印は昭和62年度から日本旅行センターより名称変更。

図3 一酸化炭素濃度経年変化（一般環境大気測定局）

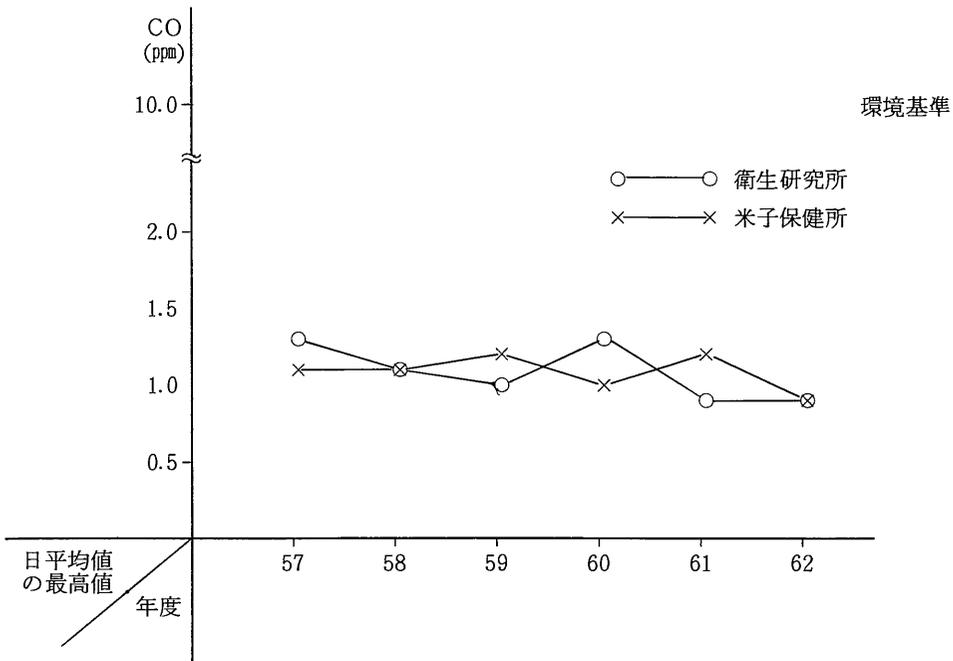
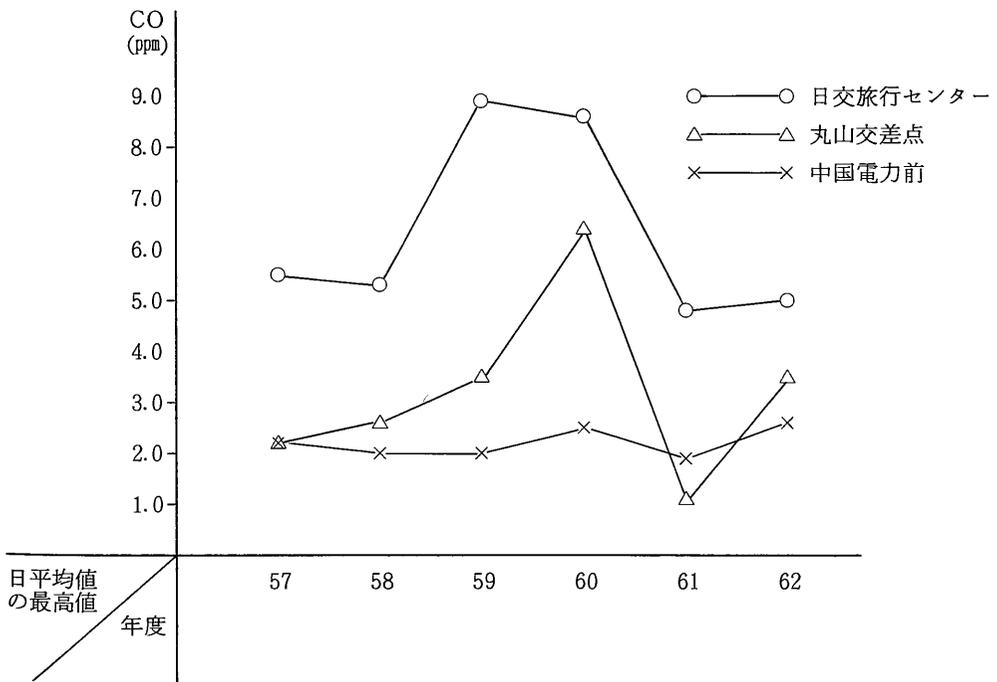


図4 一酸化炭素濃度経年変化（自動車排出ガス測定局）



(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質濃度の測定は、自動測定機（光散乱法）により測定した相対濃度を重量濃度に換算する方法により、昭和48年9月から衛生研究所で、昭和54年3月から米子保健所で実施している。

昭和62年度測定結果（表35）によれば、衛生研究所では日平均値の最高値0.073 mg/m<sup>3</sup>、1時間値の最高値0.128 mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準に適合している。また、米子保健所では日平均値の最高値0.076 mg/m<sup>3</sup>、1時間値の最高値0.178 mg/m<sup>3</sup>であり 環境基準に適合している。

経年変化は表36のとおりである。

表35 浮遊粒子状物質濃度測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	(有×無○)	(日)
衛生研究所	365	8,750	0.024	0	0	0	0	0.128	0.073	0.049	○	0
米子保健所	356	8,605	0.022	0	0	0	0	0.178	0.076	0.049	○	0

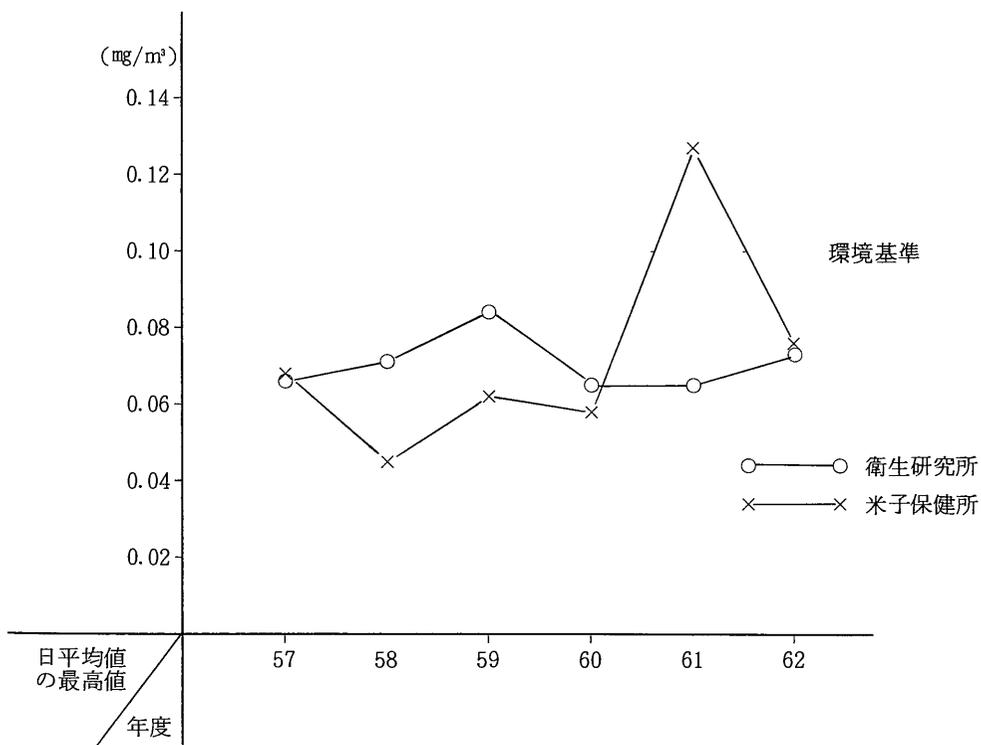
(注) 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上である日数

表36 浮遊粒子状物質濃度経年変化

測定局	項目	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
衛生研究所	測定時間 (時間)	8,663	8,613	8,680	8,642	8,727	8,750
	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.025	0.025	0.027	0.024	0.023	0.024
	1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.175	0.197	0.163	0.165	0.193	0.128
	日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.066	0.071	0.084	0.065	0.065	0.073

測定局	項目	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
		測定時間 (時間)	4,097	4,703	3,838	4,146	7,050
米子保健所	年平均値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	0.020	0.017	0.021	0.021	0.029	0.022
	1時間値が $0.20 \text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	1	0
	日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	1	0
	1時間値の最高値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	0.145	0.133	0.123	0.118	0.262	0.178
	日平均値の最高値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	0.068	0.045	0.062	0.058	0.127	0.076

図5 浮遊粒子状物質濃度経年変化



(4) 窒素酸化物

窒素酸化物濃度の測定は、自動測定機（ザルツマン試薬を用いる吸光光度法）により昭和48年5月から衛生研究所で、昭和54年3月から米子保健所で実施している。

昭和62年度の二酸化窒素の測定結果（表37）によれば、衛生研究所では日平均値の最高値が0.021 ppmであり環境基準に適合している。また、米子保健所では日平均値の最高値が0.031 ppmであり、環境基準に適合している。

二酸化窒素の経年変化は表38のとおりである。

表37 二酸化窒素濃度測定結果

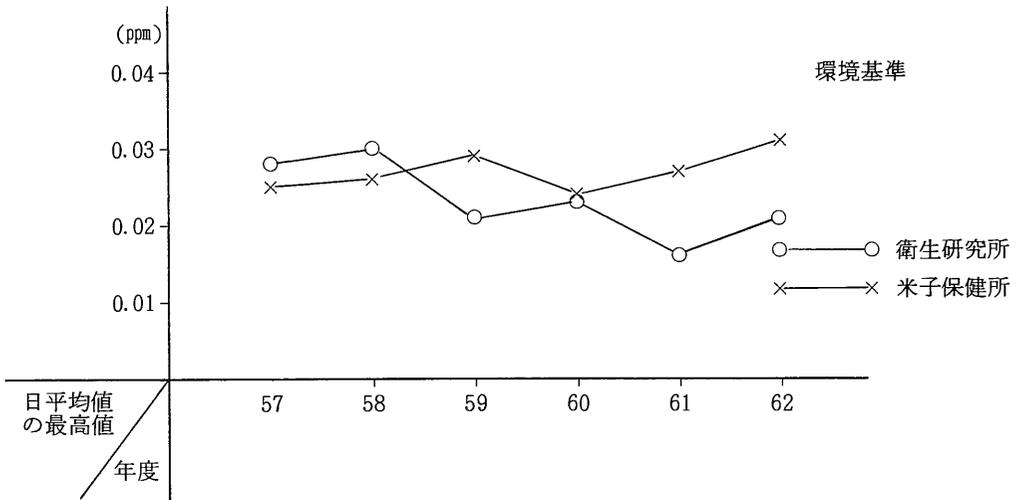
測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.06 ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04 ppm以上0.06 ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日98平均値%の年間値	98%値評価による日平均値が0.06 ppmを超えた日数
				(日)	(%)	(日)	(%)				
衛生研究所	362	8,699	0.005	0	0	0	0	0.039	0.021	0.015	0
米子保健所	344	8,439	0.012	0	0	0	0	0.066	0.031	0.023	0

(注) 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上である日数。

表38 二酸化窒素濃度の経年変化

測定局	項目	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
衛生研究所	測定時間 (時間)	8,525	8,645	8,548	8,683	8,275	8,699
	年平均値 (ppm)	0.008	0.008	0.007	0.006	0.005	0.005
	日平均値が0.06 ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.058	0.046	0.040	0.042	0.035	0.039
	日平均値の最高値 (ppm)	0.028	0.030	0.021	0.023	0.016	0.021
米子保健所	測定時間 (時間)	4,218	4,671	4,294	4,266	8,566	8,439
	年平均値 (ppm)	0.010	0.009	0.010	0.009	0.011	0.012
	日平均値が0.06 ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.055	0.043	0.054	0.106	0.123	0.066
	日平均値の最高値 (ppm)	0.025	0.026	0.029	0.024	0.027	0.031

図6 二酸化窒素濃度経年変化



(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダント濃度の測定は、自動測定機（中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法）により昭和48年6月から衛生研究所で、昭和54年3月から米子保健所で実施している。

昭和62年度の測定結果（表39）によれば、衛生研究所では1時間値の最高値が0.094ppmであり、昼間測定日数358日、時間数5,265時間中62日366時間が環境基準を超えているが、緊急時の措置基準0.12ppmを超えることはなかった。米子保健所では1時間値の最高値が、0.092ppmであり、昼間測定日数360日、時間数5,224時間中46日234時間が環境基準を超えているが緊急時の措置基準0.12ppmを超えることはなかった。また、被害の届出はなかった。

経年変化は表40のとおりである。

表39 光化学オキシダント濃度測定結果

測定局	有効測定日数		測定時間数		年平均値 (ppm)	1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	昼間測定日数		昼間測定時間数		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間値の年平均最高1時間値 (ppm)
	(日)	(時間)	(時間)	(%)		(日)	(時間)			(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)		
衛生研究所	349	8,111	0.034	431	5.3	0.094	0.067	358	5,265	62	366	0	0	0.094	0.049				
米子保健所	334	8,099	0.030	275	3.4	0.092	0.059	360	5,224	46	234	0	0	0.092	0.045				

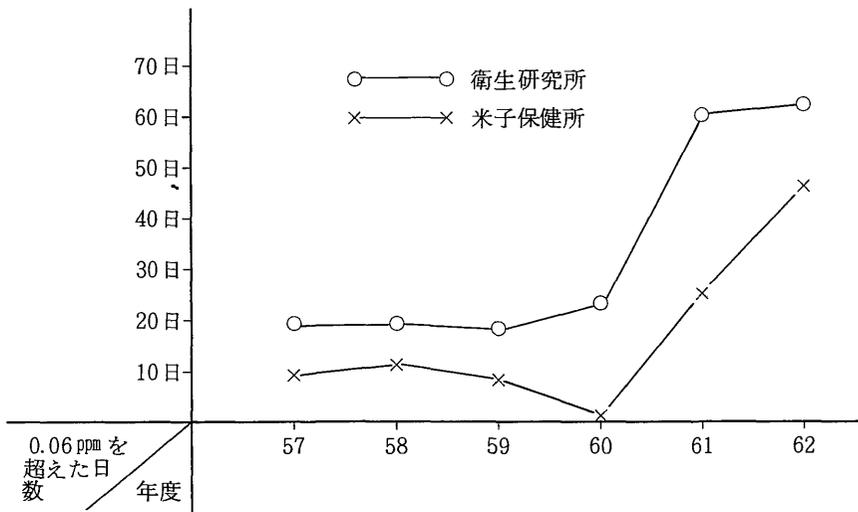
- (注) 1. 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上である日数。  
2. 昼間とは5時から20時までの時間帯。

表 40 光化学オキシダント濃度経年変化

測定局	項目	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	
衛生研究所	昼間測定日数 (日)	357	355	364	364	365	358	
	昼間測定時間 (時間)	5,339	5,302	5,356	5,346	5,399	5,265	
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	19	19	18	23	60	62
		(時間)	87	94	75	84	314	366
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.084	0.084	0.080	0.098	0.100	0.094	
昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)	0.042	0.044	0.031	0.047	0.049	0.049		
米子保健所	昼間測定日数 (日)	163	177	185	173	345	360	
	昼間測定時間 (時間)	2,423	2,650	2,552	2,469	5,024	5,224	
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	9	11	8	1	25	46
		(時間)	37	55	35	3	100	234
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.082	0.081	0.086	0.068	0.083	0.092	
昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)	0.042	0.046	0.039	0.036	0.035	0.045		

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯

図 7 光化学オキシダント環境基準を超えた日数の経年変化



(6) 降下ばいじん

降下ばいじんの測定は、テポジットゲージ法による測定を昭和46年9月から開始し、現在4市1村、計5地点で実施している。

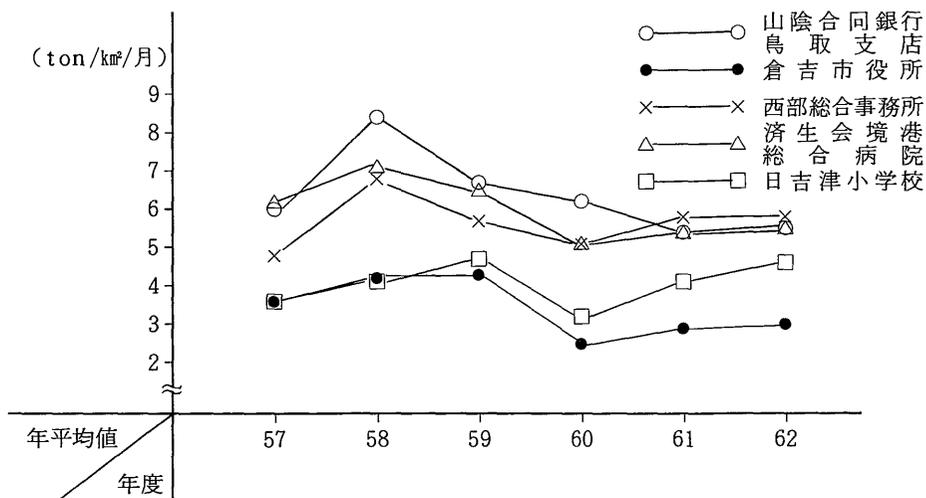
昭和62年度の測定結果(表41)を見ると、最高は米子市糞町(西部総合事務所)の13.9 ton/km<sup>2</sup>/月で、最低は倉吉市葵町(倉吉市役所)0.8 ton/km<sup>2</sup>/月であるが、年平均を見ても全測点で汚染の目安とされている10 ton/km<sup>2</sup>/月未満の部類に入り、軽微な汚染といえる。また、経年的にみても横ばい傾向にある。(図8)

表41 降下ばいじん量の経年変化

測定年度 測定点		昭和57年度			昭和58年度			昭和59年度			昭和60年度			昭和61年度			昭和62年度		
		最高	最低	平均															
鳥取	山陰合同銀行鳥取支店	12.9	1.9	6.0	18.5	3.1	8.4	11.1	3.1	6.7	11.5	2.1	6.2	12.4	1.9	5.4	13.4	1.5	5.5
倉吉	倉吉市役所	6.9	1.6	3.6	7.8	1.6	4.2	8.5	1.7	4.3	4.3	0.6	2.5	4.8	0.6	2.9	4.9	0.8	3.0
米子	西部総合事務所	9.5	1.9	4.8	12.9	2.7	6.8	10.3	1.3	5.7	10.1	1.9	5.1	15.8	1.6	5.8	13.9	2.4	5.8
境港	済生会境港総合病院	11.8	2.8	6.2	13.4	2.5	7.1	11.1	2.7	6.5	10.4	1.7	5.1	14.7	1.1	5.4	9.5	2.2	5.5
日吉津	日吉津小学校	7.2	1.5	3.6	8.0	1.5	4.1	9.7	1.9	4.7	4.6	1.4	3.2	10.9	0.6	4.1	8.9	1.8	4.6

テポジットゲージ法による降下ばいじん汚染度の評価		
汚染度	降下ばいじん量 (ton/km <sup>2</sup> /月)	評価
1	10 未満	軽微な汚染
2	10 以上 20 未満	中等度の汚染
3	20 以上	高度の汚染

図8 降下ばいじん量の経年変化



### 3 各汚染物質の経年変化

#### (1) 一般環境大気測定局

衛生研究所においては、二酸化硫黄濃度の年平均値は昭和57年度から62年度において0.005 ppmであり横ばい傾向にある。一酸化炭素濃度は年平均値が0.4 ppmで横ばい傾向にある。浮遊粒子状物質濃度は昭和57年度以来年平均値は横ばい傾向にある。窒素酸化物(二酸化窒素)については、昭和57年度以来年平均値は0.008～0.005 ppmの範囲にあり、日平均値が0.06 ppmを超えた日数は皆無である。

光化学オキシダント濃度は昭和57年度以来、昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数はやや増加傾向にあるが緊急時の措置基準0.12 ppmを超えた時間は皆無であった。

米子保健所においては、二酸化硫黄濃度の年平均値は昭和57年度から62年度において、0.008 ppmから0.004 ppmとやや減少傾向がうかがわれる。一酸化炭素濃度は年平均値が0.5 ppmで横ばい傾向にある。窒素酸化物(二酸化窒素)については、57年度以来日平均値が0.06 ppmを超えた日数は皆無である。

光化学オキシダント濃度は昭和57年度以来、昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数は近年増加の傾向にあるが緊急時の措置基準0.12 ppmを超えた時間は皆無である。

#### (2) 自動車排出ガス測定局

鳥取県物産観光センター(鳥取市末広温泉町)で昭和57年度からの年平均値は3.0～4.0 ppmであり、1時間値の8時間平均値が20 ppmを超えたもの及び1時間値の日平均値が10 ppmを超えたものは皆無であった。

丸山交差点(鳥取市松並町)及び中国電力前(米子市加茂町)については、鳥取県物産観光センター(鳥取市末広温泉町)と同程度ないしそれ以下の濃度が保たれている。

## 第2節 大気汚染の防止対策

### 法による規制

#### (1) 法による規制

大気汚染防止法（以下「法」という。）の仕組みとしては、施設の種類を定め（ばい塵発生施設30種、粉じん発生施設5種）各施設を設置しようとする者、及び現に設置している施設を変更しようとする者に対して、届出の義務（法第6条設置届、第8条変更届）を課し、また、ばい塵排出者の遵守すべき排出基準を定め、この排出基準に適合しない場合は、ばい塵排出者に対し計画変更や改善を命じ（法第14条）これに従わない場合は罰則が適用される。

なお、現在、硫黄酸化物（ばいじん）有害物質（塩化水素等）窒素酸化物等について、排出基準が定められている。

#### 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準（施行規則第3条）は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の許容限度として $q = k \times 10^3 \times He^2$ （ $q$ は1時間当たりの硫黄酸化物の排出基準量、 $He$ は有効煙突高、 $k$ は排出係数）で表されており 規制は $k$ 値で行われている。本県は、昭和49年4月1日から全域が17.5となっている。

#### ばいじん

ばいじんの排出基準（施行規則第4条）は、ばい塵発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじん量について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

近年、石炭転換等エネルギー・状況の変化への対応と、大気中の粒子状物質に対する対策として昭和57年6月1日より排出規制の改定強化が図られた。改定の概要は①法第3条第1項の規定によるばいじんの排出基準（一般排出基準）を1/2に強化、②コークス炉等の7施設について新たに排出基準を設定、③標準酸素濃度補正方式の導入により、規制の公平を期する等である。

#### 塩化水素

塩化水素の排出基準（施行規則第5条第1号）は、ばい塵発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される塩化水素について、発生施設の種類により規制されており 廃棄物焼却炉等が該当している。

#### 窒素酸化物

固定発生源に対する全国一律の窒素酸化物排出基準（施行規則第5条第2号）については、昭和48年8月に大型施設を対象とする第1次規制、昭和50年12月に対象施設の拡大等を内容とする第2次規制、また、昭和52年6月に対象施設の拡大及び排出基準の強化を主とする第3次規制、更に昭和54年8月10日から対象施設を拡大した第4次規制、更に昭和58年9月10日から固体燃料（石炭等）に係る排出基準強化を主とする第5次規制を実施している。（資料8参照）

オ その他の有害物質

その他の有害物質（塩化水素を除く。）の排出基準（施行規則第5条第1号）は、ばい塵発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される有害物質について、発生施設の種類により規制されている。

カ 粉 じ ん

粉じんに関する規制は、粉じん発生施設について定められている構造並びに使用及び管理に関する基準（施行規則第16条）により規定されている。

以上、県では、ばい塵排出者に課されている排出基準の遵守を監視するため、県内各保健所及び衛生研究所を通じて、施設立入検査を行い、塵道中排ガス測定、重油の抜き取り（含有硫黄分測定）等を実施し、排出基準を上回っている施設には、ばい塵排出者に対し、施設改善指導を実施している。

昭和62年度末現在におけるばい塵発生施設（表42） また、粉じん発生施設（表43）は次のとおりである。

表42 大気汚染防止法に基づくばい塵発生施設種類別届出数

（電気工作物 カス工作物であるばい塵発生施設を含む）

令別表第一の項番号	保健所名 施設名	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	計
		1	ボ イ フ ー	215	26	103	
2	カ ス 発 生 炉	2	—	—	2	—	4
5	溶 解 炉	—	—	—	4	—	4
6	金 属 加 熱 炉	—	—	12	4	—	16
7	石 油 加 熱 炉	1	—	—	2	—	3
9	焼 成 炉	2	—	—	2	—	4
11	乾 燥 炉	3〔3〕	3〔3〕	4〔4〕	12〔10〕	1〔1〕	23〔21〕
13	廃棄物焼却炉	15	11	6	40	9	81
	計	238(159)	40(31)	125(83)	294(183)	23(17)	<sup>781</sup> <sub>720</sub> (473)

（注）〔 〕 骨材乾燥炉数 （ ） 工場 事業場数 （昭和63年3月31日現在）

表 43 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設種別届出数

(電気工作物である粉じん発生施設を含む)

令別表第二 の項番号	保健所名 施設名	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	計
		2	堆 積 場	2	1	2	
3	コ ン ベ ア	24	3	-	13	18	<del>58</del> 59
4	破 碎 機 摩 碎 機	12	5	-	7	7	<del>31</del> 33
5	ふ る い	7	3	-	2	7	19
計		45 (8)	12 (3)	2 (2)	30 (11)	34 (3)	123 (27)

(注) ( ) 工場・事業場数 <sup>47(9)</sup> <sup>12(3)</sup> <sup>6(3)</sup> (昭和63年3月31日現在)

(2) 自動車排出ガス規制

自動車排出ガスによる大気汚染防止対策として、国において中央公害対策審議会の答申に基づき新車及び使用過程車を対象として一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等に係る規制が段階的に強化され、排出ガスの量の削減が図られている。

(3) 条例による規制

ア 粉じん関係特定施設

鳥取県公害防止条例(昭和46年10月12日公布、県条例第35号、昭和47年4月1日施行)による規制は、パーク炭製造施設及び貯蔵施設、打綿機、混打綿機を粉じん関係特定施設(表44)とし、施設管理基準(表45)を定めて規制しているが、昭和63年度末現在の届出数は表46のとおりである。

表 44 粉じん関係特定施設と規模

施 設 名
1. パーク炭(のこ屑、木皮等を炭化させ微粉炭にしたもの)製造施設及び貯蔵施設
2. 打綿機及び混打綿機

表 45 粉じん関係特定施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準

管 理 基 準
次の各号のいずれかに該当すること。
1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
2. フード及び集じん機が設置されていること。
3. 戸・窓等が密閉されていること。
4. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

表 46 公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設種類別届出数

施設	保健所名		鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 元 港	計
	綿	機						
打	綿	機	21(18)	8(8)	26(24)	33(27)	3(3)	91(80)
混	打	綿 機	1(1)			1(1)		2(2)
パーク炭製造(貯蔵)施設				1(1)				1(1)
計			22(19)	9(9)	26(24)	34(28)	3(3)	94(83)

(注) ( ) は事業場の数 <sup>11(9)</sup> <sup>7(9)</sup> <sup>26(24)</sup> <sup>34(29)</sup> <sup>3(3)</sup> (昭和63年3月31日現在) <sup>83(74)</sup>

イ 屋外燃焼行為

屋外における燃焼行為に伴い発生するばい塵、悪臭等を規制するため、昭和63年10月1日から、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油、硫黄及びピッチ並びにこれらを含む物を屋外において燃焼させることを禁止している。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (ア) 燃焼炉の使用等適切な処理の方法により燃焼させる場合
- (イ) 住民が事業活動以外の目的で少量燃焼させる場合
- (ウ) 風水害等の災害のため生じた廃棄物をやむを得ず少量燃焼させる場合
- (エ) 農作物の凍霜害防止等の目的で最小限度の量を燃焼させる場合
- (オ) 前各号に掲げる場合は、知事が公益上やむを得ないと認める場合

2 監視状況と行政指導

(1) 塵道中排出ガス測定立入検査

昭和62年度中に塵道中排出ガス測定立入検査を実施した施設(表47)は延べ119施設(39工場事業場)であり、<sup>114</sup> <sup>106</sup> <sup>139</sup> <sup>5施設の違反があったが、いずれも施設改善された。</sup> <sup>いずれも排出基準以下であった。</sup>

表47 昭和62年度塵道中排出ガス測定立入検査状況

令別表第1の施設数	硫黄酸化物		ばいじん		塩化水素		窒素酸化物		合 計	
	立入施設数	違反施設数	立入施設数	違反施設数	立入施設数	違反施設数	立入施設数	違反施設数	立入施設数	違反施設数
1 ボイラー	1924	0	2725	11	0	0	2324	01	<sup>64(23)</sup> 73(26)	<sup>(1)</sup> 2
9 焼成炉	00	0	11	0	00	0	00	0	1(1)	0
11 乾燥炉	11	0	11	0	00	0	11	0	3(1)	0
13 廃棄物焼却炉	116	0	1311	22	28	1	104	0	<sup>46(11)</sup> 29(11)	<sup>(3)</sup> 3
計	(31)	0	(37)38	33	(2)8	01	(34)29	01	106(39)	(3)5

(注) ( ) : 工場 事業場数

14(30)

(2) 重油抜き取り検査

大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物排出基準（K値規制）に係る適合状況について昭和62年度中に<sup>197</sup>198工場 事業場に立入検査を実施し、使用燃料中の重油の抜き取り検査を行った結果、いずれも基準以下であった。

(3) 大気関係監視指導状況

昭和62年度中に実施したばい煙発生施設及び粉じん発生施設等に対して施設の改善等で行政指導した延件数は表48のとおりである。

表 48 大気関係監視延指導件数

項 目	ばい煙発生施設		計	粉じん発生施設			計	合 計
	法	その他		法	条 例	その他		
延監視指導件数	470 435	47	482	3 3	16 0	0	3	485